

## 都道府県の国民の保護に関する計画の変更

**令和2年12月21日の閣議において、山梨県の都道府県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定しました。**

- ・ 都道府県は、必要に応じて国民保護計画を変更しており、計画の変更に当たっては、軽微な変更を除き、内閣総理大臣への協議が必要とされている。
- ・ 今般、山梨県から、計画の変更に関する内閣総理大臣への協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

## 都道府県国民保護計画の変更概要

### 都道府県国民保護計画の変更

#### 【山梨県】

- ・ 県対策本部の体制の強化

県災害対策本部において、他自治体からの応援受入及び活動拠点の調整等を専任で行う部署を新設し体制が強化されたことを踏まえ、県国民保護計画における県対策本部において同様の改正を行うもの。